

「スーパーマーケット・トレードショー（SMTS）2023」 福島県ブース出展事業者募集要領

令和4年9月5日

1 趣 旨

県産品の風評払拭と販路の回復や開拓・拡大を図るため、大型食品展示会である「スーパーマーケット・トレードショー（以下、「SMTS 2023」）」に福島県ブースを出展し、県内事業者の販路拡大を支援します。

2 展示会の概要

展示会名	SMTS 2023
開催日程	令和5年2月15日～17日
会 場	幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1）
主 催	一般社団法人全国スーパーマーケット協会
特 徴	国内の小売やスーパーのバイヤーが来場する展示会
H P	http://www.smts.jp/

3 出展者の条件

- ・福島県内に所在すること又は福島県内に工場等を有していること
- ・福島県ブースへの出展が決定した場合、確実に出展を履行できること
- ・会期中、担当者を常駐させて商談を行えること
- ・原則として出展商品のFCPシートを既に有していること
※万が一有していない場合は、出展決定後に速やかに作成していただきます。
- ・県（委託先含む）からの出展に係る調整や出展事業者説明会への参加などに対応、協力できること
- ・県（委託先含む）が実施する研修プログラム（集合研修、FCPシートチェック・添削、事前個別研修、個別アフターフォロー）に積極的に参加すること
※出展事業者説明会・集合研修は、令和4年10月下旬～11月上旬にオンライン開催を予定しています

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、主催者及び県等が別途定める規定を順守していただきます（同規定については、出展事業者説明会時にお伝えする予定です）。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて、出展の中止、出展形態の変更（リモート出展等）、会期中の常駐可能人数やサンプル品・試食提供等に制限がかかる場合があります。

※なお、今年度は、FOODEX JAPAN 2023 への福島県としてのブース出展はありません。

4 出展製品の条件

福島県内で生産、加工及び製造された製品又は主に福島県内産の食材を使用して加工、製造された製品に限ります。

5 福島県ブース小間数及び出展事業者枠

ブース小間数 (予定)	15小間 (135㎡)
出展者数 (予定)	25者程度

6 1事業者当たりの展示スペース

幅70cm～100cm程度、奥行80cm～90cm程度の展示台又は冷蔵ケースで展示可能です。

- ※1者当たりの展示スペースは予定であり、変更となる場合があります。
- ※常温展示と冷蔵ケース展示では、スペースが若干異なることがあります。
- ※冷蔵ケースの設置に関する費用については、各者負担となります。

7 出展料

1事業者当たり 50,000円

- ※令和5年2月末日までに別途指定する口座へお支払いいただく予定です。
- ※個別に電気等を使用する場合は、電気使用料等を別途お支払いいただく場合があります。また、県が標準仕様で設置する備品等以外は出展事業者の負担となります。

8 選考方法

展示会への出展事業者については、選考の上、決定します。

- ※選考に当たり、別途、資料の提出を求める場合があります
- ※出展事業者の選考結果は、令和4年10月20日(木)までにお知らせする予定です

9 選考基準

- (1) 福島県内各地の食材等を活用した魅力ある商品を出品する事業者であること
- (2) 販路の回復又は拡大に向けて、生産、加工(製造)、流通の体制が構築されている事業者であること
- (3) 過去に県ブースへの出展がある場合、実績が優良であること
- (4) 新商品の販路開拓・拡大に積極的に取り組む事業者であること(※特に研修プログラムに積極的に参加する意欲があるもの)
- (5) 初めての出展を希望する事業者については、販路開拓の可能性を広げる観点から出展内容等に応じて、優先的に採択する場合があること

10 応募方法

別紙「福島県ブース出展申込書」に必要事項を記入の上、メールにてお申し込みください。メール件名は「SMTS 出展申込(事業者名)」としてください。

【申込書提出先・お問い合わせ】

福島県 観光交流局 県産品振興戦略課 担当：佐久間

TEL：024-521-7296 E-mail：trade-promotion@pref.fukushima.lg.jp

11 申込期限

令和4年10月7日（金）17：00必着

12 経費について

1 県負担分

- (1) 出展料金の一部
- (2) システム工事・木工事などブース装飾（壁面パネル、間仕切り、展示台等）
- (3) 電気工事・照明（電磁調理器（共用））
- (4) 給排水工事（2層シンク、手洗い）
- (5) 冷蔵、冷凍ケースレンタル料（共用のみ）
- (6) 電気・水道使用料の一部（共用のみ）

2 出展事業者負担分

- (1) 出展料金の一部（1事業者：50,000円）
- (2) 使用量に応じた電気・水道使用料の一部
- (3) 試食・試飲用サンプル
- (4) 試食・試飲容器
- (5) 試食調理器具（ホットプレート、包丁、まな板）等
- (6) 各事業者の商品及び販促資材等の輸送費
- (7) 各事業者の交通費・宿泊費
- (8) その他県負担分に含まれない各種備品・消耗品等

13 その他

新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、本要領で定める条件から変更が生じる可能性がありますので予めご了承ください。